

定 例 教 育 委 員 会 会 議 録

平成２９年１０月３０日定例教育委員会が、一宮市役所本庁舎６階特別会議室に招集された。

１ 定例教育委員会議案案件

第６２号議案 一宮市公民館設置及び管理に関する条例の一部改正について

第６３号議案 アイプラザ一宮の管理に係る指定管理者の指定について

第６４号議案 一宮市立小中学校卒業式及び入学式の日について

第６５号議案 一宮市教育委員会後援名義の使用について

２ 出席委員

中野教育長 森委員 小川委員 山田委員 加藤委員 平松委員 鈴木委員

３ 欠席委員

無

４ 一宮市教育委員会会議規則第１５条の規定により出席したものの職氏名

野田教育文化部長 皆元教育文化部次長 滝中央図書館長 庄司博物館長 堀総務課長
高橋学校教育課長 森学校給食課長 岩田生涯学習課長 岡本スポーツ課長 善治教育指
定管理課長 河原図書館事務局長 竹田博物館事務局長

５ 同上規則第１７条の規定により書記として出席したものの職氏名

伊藤総務課専任課長 谷口総務課課長補佐 山田総務課課長補佐

６ 傍聴者

なし

会 議 て ん 末

中野教育長（午後１時３０分開会を宣言）

ただ今から、１０月の定例教育委員会を開催いたします。本日の会議録署名者を山田委員と加藤委員のお二人にお願いいたします。それでは、９月の定例教育委員会の会議録がお手元に渡っていると思いますが、これについて何かございませんか。

各委員

異議ありません。

中野教育長

ご異議がないようでございますので、９月の定例教育委員会の会議録について承認いたします。それでは、本日の議案の審議に入ります。第６２号議案 一宮市公民館設置及び管理に関する条例の一部改正について、ご説明をお願いします。

岩田生涯学習課長

第 6 2 号議案 一宮市公民館設置及び管理に関する条例の一部改正について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、一宮市大徳公民館の新設を市長に申し出るため、本案を提出するものです。（別紙（案）に基づいて説明）よろしくご審議をお願いいたします。

中野教育長

何かございませんか。

委員

大徳公民館はいつから利用開始になりますか。

岩田生涯学習課長

平成 3 0 年 2 月末に工事が完了しまして、4 月 1 日から供用開始となります。

中野教育長

他に何かございませんか。

各委員

賛成いたします。

中野教育長

全員賛成ですので、第 6 2 号議案 一宮市公民館設置及び管理に関する条例の一部改正について原案どおり可決いたします。続きまして、第 6 3 号議案 アイプラザー宮の管理に係る指定管理者の指定について、事務局より説明をお願いします。

善治教育指定管理課長

第 6 3 号議案 アイプラザー宮の管理に係る指定管理者の指定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、アイプラザー宮指定管理者選定委員会において、アイプラザー宮の管理を行う指定管理者の優先交渉権者が選定されました。よって、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、当該施設の管理を指定管理者に行わせたく、同条第 6 項の規定による議会の議決を求めるため、市長に申し出るため、本案を提出するものです。（別紙（案）に基づいて説明）よろしくご審議をお願いいたします。

中野教育長

何かございませんか。

委員

今現在のアイプラザー宮の指定管理者の情報がホームページに掲載されていますが、そのときは応募総数が 5 団体、優先交渉権者が J N 共同事業体、次点交渉権者が他の 4 団体ということでしょうか。

善治教育指定管理課長

平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの期間の指定管理者の募集に際しては、説明会には 2 7 団体の申込がございました。実際に提案いただいたのは 5 団体、1 次審査を通過したのは 3 団体でございました。その 3 団体の中から優先交渉権者を 1 団体、次点を 1 団体、選定させていただきました。

委員

アイプラザー宮は県の管理の頃から大きな事業があるときや温水プールの利用が多いときに駐車場がとめられないという市民の声があると思いますが、指定管理者が決まっても、こうした問合せは市で対応するのですか。

善治教育指定管理課長

駐車場の絶対数が少ないので苦情もたびたびいただいておりますが、アイプラザー宮及び隣接する温水プールの両方ともが指定管理施設として市の管理下にありますので、空いているときは共同で使うように指導しています。

中野教育長

他に何かございませんか。

各委員

賛成いたします。

中野教育長

全員賛成ですので、第63号議案 アイプラザー宮の管理に係る指定管理者の指定については、原案どおり可決いたします。続きまして、第64号議案 一宮市立小中学校卒業式及び入学式の日について、ご説明をお願いします。

高橋学校教育課長

第64号議案 一宮市立小中学校卒業式及び入学式の日について、平成29年度の小学校及び中学校の卒業式、また、平成30年度の小学校及び中学校の入学式の日を決定するため、本案を提出するものです。（別紙（案）に基づいて説明）よろしくご審議をお願いいたします。

中野教育長

何かございませんか。

各委員

賛成いたします。

中野教育長

全員賛成ですので、第64号議案 一宮市立小中学校卒業式及び入学式の日について、原案どおり可決いたします。続きまして、第65号議案 一宮市教育委員会後援名義の使用について、事務局より説明をお願いします。

高橋学校教育課長

受付番号第36号から第41号について後援内容説明。

岩田生涯学習課長

受付番号第49号から第52号について後援内容説明。

岡本スポーツ課長

受付番号第38号から第39号について後援内容説明。

中野教育長

何かございませんか。

委員

学校教育課の受付番号39番についてですが、許可基準に該当するものがないためその部分が空欄となっており、許可するか否かを審議するということですが、こうした事案は申請が窓口にあった段階で断るものなのか、あくまで教育委員会で審議して決めるものなのか、統一した取り扱いはありますか。

堀総務課長

以前不許可になった事例も今回と同様の形で議案として提出させていただいております。申請内容によっては先方にお伝えすることもございますが、最終決定は教育委員会でご

審議いただくものなので、この場に出して決定していただいております。

委員

以前、相談を受けた案件で議案として提出されなかったものがありましたが、許可か不許可かに関わらず、すべての申請について議案として審議しないと公平性を損なうのではないのでしょうか。

堀総務課長

ご指摘の事例は、申請前の段階で相談のあったもので、お話をしてお話をしてご理解いただき、申請にはいたらなかったケースでございます。申請書として提出されて事務局が受理したもののについては、議案として提出させていただきます。

中野教育長

申請書提出時の明確化、申請書を提出する前と提出した後での手続きについて、各課が共通理解をしていただきたいと思います。

堀総務課長

そのようにいたします。

委員

このチラシは主催者団体のほうですすでに配布されているものですか。

高橋学校教育課長

実際に配られているかどうかは確認できておりませんが、ウェブページ上で掲載されております。

委員

もし配られているのであれば、一般的に考えれば「申請中」と印刷してあれば、許可されるであろうと理解されてしまうと思います。すでに一宮市教育委員会後援を申請中と記載されているものについてどうしますか。

高橋学校教育課長

ご指摘のとおり誤解を招くおそれがありますので、審議の結果、もし不許可となった場合には、申請者の方に削除を依頼いたします。

中野教育長

それでは教育委員会としての判断をしたいと思います。学校教育課受付番号39番の後援名義申請については、事務局からの説明のとおり、教育委員会の許可基準該当には至らないとして、許可しないということによろしいでしょうか。

各委員

賛成いたします。

中野教育長

その他の事業について、何かございませんか。

各委員

賛成いたします。

中野教育長

全員賛成ですので、第65号議案 一宮市教育委員会後援名義の使用については、学校教育課受付番号39番を除き、原案どおり可決いたします。

中野教育長

以上をもちまして本日の審議を終わります。次に報告事項をお願いいたします。

報 告 事 項

堀総務課長

持ち回り決裁について、「教育委員会制度のあらまし」、「一宮の教育」について
河原図書館事務局長
「第30回一宮子どもフェスティバル」の開催について

そ の 他

堀総務課長

11月・12月・1月・2月・3月の定例教育委員会の日程について、11月定例教育
委員会後の総合教育会議について、1月定例教育委員会前の給食交歓会について

閉 会 宣 言

中野教育長

これをもちまして、本日の会議を終わります。

以上、会議のてん末を記録し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

教 育 長

委 員

委 員